

議案第37号 説明資料

幕別町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第36条 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けているもので前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、<u>寡婦(寡夫)控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)並びに第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第36条 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けているもので前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)並びに第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第36条の3～第53条 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の付帯設備（家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の11で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定付帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者を持って第1項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第55条～第94条 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>4,618円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>(町税の分離課税に係る所得割の額の特例等)</p> <p>第9条 <u>分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第53条の8及び第53条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第53条の4」とあるのは、「第53条の4並びに附則第9条第1項」とする。</u></p>	<p>第36条の3～第53条 略</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の付帯設備（家屋のうち付帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定付帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者を持って第1項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>第55条～第94条 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p> <p>第96条～第151条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条 削除</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第10条 略</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第7項(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第7項)</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成22年度分又は平成23年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地であって、平成23年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録さ</p>	<p>第10条 略</p> <p><u>(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>第10条の3 略</p> <p>(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7) 略</p> <p><u>(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)</u></p> <p>第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録さ</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>れたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成21年度から平成23年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける<u>住宅用地又は商業地等</u>に係る<u>平成21年度から平成23年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該<u>住宅用地又は商業地等</u>に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき価格に、<u>住宅用地</u>にあつては10分の8、<u>商業地等</u>にあつては10分の6を乗じて得た額(当該<u>住宅用地又は商業地等</u>が当該年度分の固定資産税額について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける<u>住宅用地又は商業地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成21年度から平成23年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい</p>	<p>れたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける<u>商業地等</u>に係る<u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該<u>商業地等</u>に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該<u>商業地等</u>が当該年度分の固定資産税額について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける<u>商業地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p><u>4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。</u></p> <p><u>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税額に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p><u>6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「</u></p>	<p>て法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p><u>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税額に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</u></p> <p><u>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「</u></p>

現 行 条 例

商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条の規定により、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
略	略

第13条の2～第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の特別

改 正 条 例

商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置)

第12条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
略	略

第13条の2～第14条の2 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（たばこ税の税率の特例）</p> <p>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,190円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>第16条の3～第25条 略</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告）</p> <p>第26条 略</p>	<p>土地保有税については、第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>（たばこ税の税率の特例）</p> <p>第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき<u>2,495円</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>第16条の3～第25条 略</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告）</p> <p>第26条 略</p> <p>第26条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第27条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。</p>	<p>(1) <u>当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる事項を掲載した書類</u></p> <p>ア <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>イ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>ウ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類</u></p> <p>(4) <u>特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保有、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</u></p> <p>(5) <u>当該固定資産が特定一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</u></p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第27条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</p>



現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</u></p> <p><u>3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。</u></p> <p>5 略</p>	<p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u></p> <p><u>第27条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)</p> <p>第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大</p>	<p>(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</p> <p>2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)</p> <p>第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定に</p>

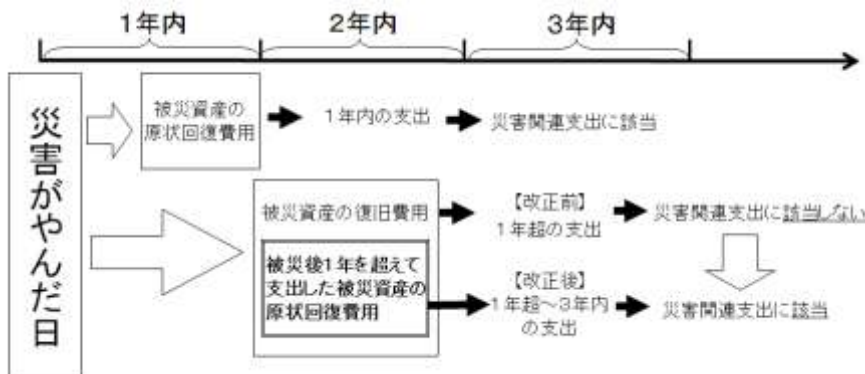
現 行 条 例	改 正 条 例
<p>震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「<u>法附則第45条第2項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p>	<p>より読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</u></p> <p><u>(個人の町民税の税率の特例等)</u></p> <p><u>第29条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</u></p>

議案第37号 説明資料

幕別町税条例の一部を改正する条例案の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）  
 所法……………所得税法（昭和44年法律第33号）  
 震災特例法……………東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）  
 改正法……………地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）  
 財源確保臨時特例法……………東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）  
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）

税目名 個人町民税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 年金所得者の申告手続きの簡素化	法第317条の3 条例第36条の2	年金所得以外の所得を有しなかった者の寡婦（夫）控除のための個人住民税の申告手続きが不要 源泉所得税の計算の段階で、寡婦（夫）の把握ができるようになったことにより、個人住民税の申告が不要となった。	平成26年度から適用する。
2 雑損控除額等の特例	法附則第42条 条例附則第27条	<p>東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関する規定の期間延長</p> <p>雑損控除の対象となる災害関連支出については、その災害が終了した日から1年以内に支出したものが対象とされていたが、東日本大震災により住宅、家財等に損害が生じた場合にも対象となり、適用期限が2年間延長され、平成25年12月31日までの支出についても認められた。</p>  <p>The diagram illustrates the timeline for disaster-related expenditures. A vertical bar on the left marks the 'Disaster Date' (災害がやんだ日). From this date, a horizontal timeline shows three periods: 1 year, 2 years, and 3 years.          <ul style="list-style-type: none"> <li>Within 1 year: 'Original restoration expenses of disaster assets' (被災資産の原状回復費用) are eligible for disaster-related expenditures.</li> <li>From 1 year to 3 years: 'Restoration expenses of disaster assets' (被災資産の復旧費用) were previously not eligible (labeled as 'not eligible' in the diagram). After the amendment, 'Restoration expenses of disaster assets paid more than 1 year after the disaster' (被災後1年を超えて支出した被災資産の原状回復費用) are now eligible for disaster-related expenditures.</li> </ul> </p>	平成24年4月1日から適用する。

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
3 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例	法附則第44条の2 震災特例法第11条の6 条例附則第27条の2	<b>東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合のその敷地に係る課税の特例の期限延長</b> 居住用財産を譲渡した場合の課税の特例（軽減税率、特別控除の適用等）に係る譲渡期間について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を3年から7年に延長する。	平成24年4月1日から適用する。
4 住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例	法附則第45条 震災特例法第13条 条例附則第28条	<b>東日本大震災により住宅を再取得等した場合の住宅ローン控除の特例</b> 居住用家屋が滅失等をして居住できなくなったことにより住宅を再取得等した場合においても個人町民税の税額控除の対象とし、東日本大震災によって居住できなくなった家屋に係る住宅ローン控除と、再取得等をした家屋に係る住宅ローン控除の重複適用等ができることとする。	平成24年4月1日から適用する。
5 個人住民税の均等割に関する特例	財源確保臨時特例法第2条 条例附則第29条	<b>均等割に500円を加算する。</b> 町民税500円、道民税500円 計1,000円の増加となる。 ※現行 町民税3,000円 道民税1,000円	平成26年度から平成35年度までの10年間
6 個人給与所得控除の見直し	所法第28条第3項	<b>給与控除の見直し</b> ・給与収入1,500万円を超える場合の給与所得控除に245万円の上限を設ける。 ・特定支出控除の見直し・・・控除額範囲の拡大 弁護士、公認会計士などの資格の取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加 ・適用判定の見直し・・・適用範囲の基準を給与所得控除の2分の1（現行：給与所得控除額の総額）とする。	平成26年度から適用とする。ただし、所得税については、平成25年度分から適用する。 ※所得税法の見直しは、自動的に個人住民税に反映するので町税条例の改正なし。
7 退職所得課税の見直し	法附則第7条第1項・第3項 条例附則第9条 所法第30条第2項 法第328条の2 条例第53条の3（改正なし）	<b>退職所得の税額控除の廃止及び2分の1課税の見直し</b> ・退職所得の所得割額に係る10%の税額控除を廃止する。 ・役員等としての勤務年数が5年以下の者が支払いを受ける役員退職手当について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に課税する措置を廃止する。 ※役員等とは、法人の役員、執行役等、国会議員及び地方議会議員、国家公務員及び地方公務員をいう。	平成25年1月1日以後に支払われる退職手当について適用される。 ※所得税法の見直しは、自動的に個人住民税に反映するので町税条例の改正なし。

## 税目名 固定資産税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 償却資産に係る課税標準額の特例の改正	法附則第15条 条例附則第10条の2	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の導入により、公害防止用公共下水道除害施設の償却資産に係る課税標準の特例割合を条例において定める。 【特例割合】 除害施設 課税標準を価格の4分の3とする。	平成24年度以降の年度分に適用する。 （平成23年度分までは従前の例による。）
2 認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額	法附則第15条の6及び第15条の7	新築優良住宅等の固定資産税2分の1減額特例の期間延長 〈平成24年度から平成25年度まで2年間延長〉 新築住宅の場合は3年間（認定長期優良住宅の場合は5年間）、中高層住宅の場合は5年間（認定長期優良住宅の場合は7年間）減額を受けていたものをその適用期限を平成26年3月31日までに新築されたものも可と延長する。	平成24年4月1日から適用する。
3 平成25年度又は平成26年度における土地の価格の修正	法附則第17条の2 条例附則第11条の2	土地の価格の下落修正措置の期間延長 固定資産の平成24年度評価替えに伴う現行の負担軽減措置の3年間継続。 据置年度である平成25年度又は平成26年度に価格の下落傾向が見られる場合は、価格の修正を行うことができる。	平成25年度及び平成26年度の年度分について適用する。 （平成24年度分までについてはなお従前の例による。）
4 商業地における負担調整措置の継続	法附則第18条 条例附則第12条	商業地における課税標準額の据置措置適用期間の3年間の延長 ・負担水準が70%を超える場合は、当該年度の評価額の70%とする。 ・負担水準が60%以上70%以下の場合は、前年度課税標準額を据え置く。 ・負担水準が60%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。 ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合は、60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合は、20%相当額とする。	平成24年度から平成26年度まで適用とする。

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等										
5 住宅用地に関する平成24年度から平成26年度における負担調整措置の改正	法附則第18条 改正法附則第9条 条例附則第12条	<p><b>住宅用地における課税標準の据置措置特例の期間延長（負担水準が90%以上の場合は、前年度の課税標準額を据え置く）は平成26年度で廃止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度～平成25年度の場合 従前からの特例の3年間延長する。ただし、負担水準を80%から90%に改正する。 負担水準が90%を超える場合は、前年度の課税標準額に据え置く。 負担水準が90%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率（1/6又は1/3）を乗じて得た額に5%乗じたものを加えた額を課税標準額とする。20%を下回る場合は20%相当額とする。ただし、この措置は平成26年度をもって廃止。</li> <li>平成26年度以降の場合 平成26年度から負担水準が100%以下の住宅用地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率（1/6又は1/3）を乗じて得た額に5%乗じたものを加えた額を課税標準額とする。20%を下回る場合は20%相当額とする。</li> </ul>	平成24年度以降の年度分に適用する。 （平成23年度分までは従前の例による。）										
6 用途変更した宅地等に係る税負担の調整措置の改正	法附則第18条の3 改正法附則第9号 条例附則第12条の2	<p><b>用途変更土地等に課する固定資産税の特例の期間延長</b> 〈平成24年度から平成26年度まで3年間延長〉</p> <p>非住宅用地から住宅用地に用途が変更される場合における土地の課税標準額は、前年度において変更後の用途の土地であったとみなして課税標準額を算定することとする。</p>	平成24年度から平成26年度までの年度分に適用する。 （平成23年度分までは従前の例による。）										
7 農地に対して課する固定資産税の特例の改正	法附則第19条 条例附則第13条	<p><b>農地の負担調整措置の期間延長</b> 〈平成24年度から平成26年度まで3年間延長〉</p> <p>当該年度の課税標準額 ＝前年度課税標準額×負担調整率 ※負担水準・前年度課税費用順 ÷評価額</p> <table border="1" data-bbox="1272 991 1704 1161"> <thead> <tr> <th>負担水準</th> <th>負担調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.9以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>0.8以上0.9未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>0.7以上0.8未満</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>0.7未満</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	負担水準	負担調整率	0.9以上	1.025	0.8以上0.9未満	1.05	0.7以上0.8未満	1.075	0.7未満	1.1	平成24年度から平成26年度までの年度分に適用する。 （平成23年度分までは従前の例による。）
負担水準	負担調整率												
0.9以上	1.025												
0.8以上0.9未満	1.05												
0.7以上0.8未満	1.075												
0.7未満	1.1												
8 非課税措置の適用を受けようとする者がすべき申告の改正	法附則第41条第15項 条例附則第26条の2	<p><b>図書館・博物館・幼稚園を設置する一定の一般社団・財団法人に係る非課税措置のための提出書類の追加</b></p> <p>旧民法第34条の法人から移行した一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日以前に設置している図書館、博物館又は幼稚園に係る固定資産税を非課税とする特例措置が講じられることとなったため、この措置を受けようとする者が町長に対して行う申告の際に提出すべき書類について定める。</p>	平成24年度以降の年度分に適用する。 （平成23年度分までは従前の例による。）										

## 税目名 たばこ税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 たばこ税の税率改正	法第468条 法附則第30条の2 条例第95条 条例附則第16条の2	<p>法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧3級品以外のたばこ           <ul style="list-style-type: none"> <li>道府県たばこ税 1,000本につき 1,504円 → 860円 (▲644円)</li> <li>市町村たばこ税 1,000本につき 4,618円 → 5,262円 (+644円)</li> </ul> </li> <li>・旧3級品のたばこ           <ul style="list-style-type: none"> <li>道府県たばこ税 1,000本につき 716円 → 411円 (▲305円)</li> <li>市町村たばこ税 1,000本につき 2,190円 → 2,495円 (+305円)</li> </ul> </li> </ul>	平成25年4月1日から適用する。